

伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部を改正する条例
の制定について

伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和8年6月5日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

当分の間、位置を変更するため。

伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部を改正する条例

(令和8年伊丹市条例第 号)

(伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部改正)

第1条 伊丹市立観光物産ギャラリー条例(昭和58年伊丹市条例第26号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(位置の特例)

2 当分の間、第2条中「伊丹市東有岡1丁目6番地の2」とあるのは、「伊丹市伊丹2丁目4番1号」とする。

第2条 伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

付 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日